

令和7年度ながさき de 農業 IJU 産地見学ツアー運営業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度ながさき de 農業 IJU 産地見学ツアー運営業務委託

2 目的

移住就農者の確保に向けて、就農や生活環境のイメージを具体化することを目的として、産地見学や先輩農業者等との交流などを行う。

3 履行期間

契約を締結した日から令和8年3月13日(金)まで

4 履行場所

県央地区、島原地区、県北地区、五島地区、壱岐地区及び対馬地区 計6か所

5 事業概要

(1) 催行日

令和7年10月～令和8年2月の実施。

- ① 県央地区 令和8年2月14日(土)～令和8年2月15日(日)
- ② 島原地区 令和8年1月24日(土)～令和8年1月25日(日)
- ③ 県北地区 令和7年11月21日(金)～令和7年11月22日(土)
- ④ 五島地区 令和7年11月1日(土)～令和7年11月2日(日)
- ⑤ 壱岐地区 令和7年10月11日(土)～令和7年10月12日(日)
- ⑥ 対馬地区 令和7年10月25日(土)～令和7年10月26日(日)

(2) 参加者数

各地域 8名

(3) ツアーの内容及び行程

・ツアーの内容及び行程については、行程(案)とする。

・各地域1泊2日の行程とし、以下の内容を実施する。

- ① 各履行場所における産地・研修施設見学、農業体験
- ② 各履行場所における先輩移住農業者及び産地関係者等との交流
- ③ 各履行場所における就農相談
- ④ その他、目的達成に必要な取組

6 業務内容

県が作成する行程で実施されるツアーにおいて、参加者のとりまとめ、参加費の徴収、交通等の手配、食事および宿泊施設の手配、ツアーの運営、ツアー終了後のアンケート実施、参加者の旅行保険への加入手続き等の業務を行うこと。

(1) 参加者募集に係るチラシデータの作成

参加者の募集に係るチラシデータを作成すること。なお、作成にあたっては、県と十分な確認を行うことし、完成品を PDF データで提出すること。

(2) 参加者のとりまとめ

- ①参加者の申込の受付は受託者が行い、参加者は県と協議して決定し、申込者に通知すること。なお、参加申込フォームの作成は県が行うこととする。
- ②参加者との連絡調整は、受託者が窓口となり実施すること。
- ③荒天等のためツアーの実施が困難であると判断した場合は、県と協議の上、ツアー開催の前日までに中止の判断をし、速やかに参加者へ連絡すること。

(3) 参加費の徴収

- ①一人当たり 9,800 円を徴収すること。
- ②自宅から集合場所までの往復交通費は自己負担とし、その他ツアー中の移動等に係る費用は委託料に含むものとする。
- ③参加負担金の受入については、受託者が行うこと。

(4) 交通等の手配

- ①集合から解散まで一貫して同行するバス運転手を配置すること。
- ②集合場所から解散場所までの移動手段は受託者が手配すること。
補助席を使用しない状態で参加者が座れる小型バスとする。
また、車内換気能力を有したスタンダードクラス以上の空調設備完備車とする。

(5) 食事及び宿泊施設等の手配

- ①受託者は必要な食事及び宿泊施設・交流会場の手配を行うこと。
なお、指定した食事・施設・会場の手配ができない場合は、県と協議の上、別の食事・施設・会場の手配を行うこと。
※宿泊は1名1室利用時の大人料金とすること。
- ②飲食物の衛生管理を徹底するとともに、アレルギー等の安全性に十分配慮し、参加者への対応を行うこと。
- ③昼食について指定がないものは、地域の食材・名物を盛り込んだ食事を税抜 2,000 円/人程度を目安に手配すること。

④交流会に参加する先輩農業者及び産地関係者の交流に係る経費（飲食代等）は委託料に含まれるものとする。夜に実施する交流会（県央地区、島原地区、壱岐地区、対馬地区）については、行程（案）に記載の会場で税抜 5,000 円～7,000 円/人程度を目安に食事と飲物を提供すること（うち飲物に係る費用は税抜 2,000 円～3,000 円/人程度を目安とする）。昼に実施する交流会（五島地区）については、飲物代は不要とする。なお、先輩農業者及び産地関係者の交流に係る経費に、交通費及び謝金は含まない。

(6) ツアーの運営

- ①別添行程（案）の出発場所から解散場所までの旅程を管理する者を置くこと。
- ②受託者はツアーの行程が記載されたしおりを作成し、県に内容を確認すること。また、出発場所において、受託者はしおりを参加者に配布し、ツアー内容や注意事項等を参加者に説明すること。
- ③往路、復路において、定期的にトイレ休憩をとるものとする。
- ④ツアー行程の見学や交流会等のほか、食事、トイレ休憩にかかる時間を十分とること。
- ⑤参加者のネームプレートを準備すること。
- ⑥その他、ツアー催行に当たり必要なことについて、県の担当者等の指示に従い履行すること。

(7) ツアー終了後のアンケートの実施

参加者にアンケートを実施し、ツアー終了後、集計結果をまとめること。なお、アンケートの内容等については、県と協議の上決定すること。

(8) 不可抗力等によるツアーの中止

悪天候、災害及び疾病の発生など、受託者の責によらない事由によりツアーを中止した場合、中止に伴って発生した経費は本業務に係る経費とすることができる。

(9) 安全管理

ツアー中の事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。

(10) 業務完了報告

- ①ツアー催行中に撮影した写真（電子データ）、アンケート集計結果を、ツアー終了後履行期間内に業務完了報告書とともに提出すること。
- ②本業務における取組内容及び実績を提出すること。

7 委託料

(1) 委託料は以下の経費を含む。

- ①参加者宿泊費(食事代含む)
- ②参加者昼食費
- ③先輩移住農業者及び産地関係者の交流に係る経費
※先輩移住就農者の人数は各地域4名を想定している
- ④バス借上げ費
- ⑤有料道路通行料、駐車料
- ⑥バス運転手宿泊費及び経費(食事代含む)
- ⑦旅程を管理する者に係る経費(食事代含む)
- ⑧参加者乗船料(五島・壱岐)、参加者航空券代(対馬)
- ⑨宿泊先等関係者との調整に係る経費
- ⑩チラシ作成に係る経費
- ⑪参加者の受付・連絡調整に係る経費
- ⑫アンケート等業務完了報告作成に係る経費
- ⑬参加者への配布物に係る経費
- ⑭国内旅行傷害保険料
- ⑮施設利用料・観覧料

ただし、徴収する参加負担金については、委託料から除くこと

(2) 支払方法

委託業務が完了し、県の検査に合格した後に支払うものとする。

8 業務完了後の提出書類

受託者は、本業務完了後、事業実績報告書を提出すること。

- ・委託業務の実施内容
- ・委託業務の成果物(チラシデータ、写真、アンケート集計結果など)
- ・委託業務収支決算(計算)書
- ・委託業務に係る支出の費目別内訳
- ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

9 著作権の譲渡

受託者は、業務の成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に県に無償で譲渡するものとする。

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

委託事業の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他法令のみならず、維持管理、安全管理、衛生管理、労務管理や危機管理等に関する法令を遵守しなければならない。

(2) 管理義務

受託者は、本委託業務の実施上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が県の責めに帰する理由による場合においてはこの限りではない。

(3) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(4) 個人情報

受託者は、本業務の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。

(5) 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(6) 暴力団の排除措置

受託者は、長崎県暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 27 日長崎県条例第 47 号）に基づき、次の事項を遵守すること。

- ① 受託者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、県に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
- ② 受託者は、県及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

11 仕様変更

本仕様書の内容に変更がある場合は、変更契約を行う。その他やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること。